

入居資格（車いす使用者世帯向）

申込期間に、次の1～6のすべてにあてはまる必要があります。

1 申込者が町田市内に継続して6ヶ月以上居住していること

申込者…申込書の申込者欄に記入する方です。この方が、市営住宅使用許可後の名義人です。

- (1) 申込者が町田市内に継続して6ヶ月以上居住する成年者で、そのことが住民票の写しで証明できること。ただし、成年者には、18歳未満の既婚者および入居手続きのときまでに婚姻できる婚姻予定者を含みます。また、未成年者どうしの婚約による申込みは、入居資格審査のときに、法定代理人（親）の同意書の提出が必要です。
- (2) 外国人については、中長期在留者で、(1)のほかに申込期間から審査日まで継続して次のいずれかの在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
 - ア 「永住者（特別永住者を含む。）およびその配偶者等」・「日本人の配偶者等」・「定住者」
 - イ ア以外の在留資格の場合は、申込期間において、在留実績が継続して1年以上あること。

2 同居親族がいること

同居親族…申込者と一緒に市営住宅に入居する親族です。

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票で世帯分離している場合も含む。）をいいます。

- (1) 申込期間に同居している親族との申込みが原則です。結婚、転勤、就職、独立等の理由がなく、現に同居している親族を除いた申込みはできません。
- (2) 内縁関係の方との申込みは、申込期間以前より同居していて、住民票の続柄欄が「末届の夫（または妻）」と記載されており、法律上の配偶者がいないこと。
- (3) 現在、別に住んでいる方との申込みは、次のいずれかにあてはまること。
 - ア 申込者と婚約している方で、入居手続きのときまでに婚姻できること。
 - イ 申込期間に、申込者と税法上の扶養関係にある方。
 - ウ 単身で居住している方または誰からも扶養されていない方で、2親等内の直系血族または2親等内の直系姻族であること。血族、姻族であっても兄弟姉妹との合併はできません。ただし、入居しようとする世帯が高齢者世帯または心身障がい者世帯にあてはまる場合は、3親等内の血族または姻族とします。
 - ※ 2親等内の直系血族・姻族…申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫、申込者の子および孫の配偶者
 - 3親等内の血族・姻族 …上記に加え、申込者もしくは配偶者の曾祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹、甥姪、曾孫または申込者の伯叔父母・兄弟姉妹・甥姪・曾孫の配偶者
- (4) 外国人の同居親族については、全員が中長期在留者で、上記(1)から(3)のほかに申込期間から審査日まで継続して在留資格を有しており、そのことが住民票の写しで証明できること。
- (5) 上記、(1)～(4)にあてはまる場合でも現に同居または別居のいずれかを問わず、申込者および同居親族が配偶者と別居する申込みはできません。

なお、離婚の予定がある方は配偶者を除いて申込みできますが、入居資格審査のときに離婚の成立を証明できる必要があります。

※ 申込書を郵送した後は、申込者、同居親族の変更はできません。ただし、出生または死亡の場合を除きます。申込みのときに妊娠中の方がいるときは、申込期間に生まれていない子を同居親族として申込書に記入することはできませんが、出生後は市営住宅に入居できます。

3 車いす使用者が次のすべてにあてはまること

申込者または同居親族に、車いすを使用している方がいて、次の（１）～（３）のすべてにあてはまること。

- （１）町田市内に居住する満６歳以上の方で、そのことが住民票の写しで証明できること。
- （２）身体障害者手帳の交付を受けている１級・２級の障がい者または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第１号表ノ２の第１項症以上の障がい者。
- （３）住居内の移動に車いすの使用を必要としている方で、車いす使用を証明する書類を提出できること、または入居資格審査のときに車いす使用者本人が来社することで車いす使用を証明できること。

4 所得が定められた基準内であること

申込者および同居親族の年間所得の合計が、所得基準表の家族人数に応じた所得金額の範囲内であること。

5 暴力団員でないこと

申込者および同居親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第２条第六号に規定する暴力団員でないこと。

なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

6 住宅に困っていること

- （１）申込者および同居親族に、住宅または土地の所有者（共有持分がある方、借地上に住宅を所有している方を含む。）がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

ア 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である住宅を所有している方で、その住宅を取り壊す予定であること。なお、入居資格審査のときに取り壊しの契約書等の提出、市営住宅入居後２か月以内に取り壊しを証明する滅失登記の提出が必要です。

イ 差押、正当な事由による立退要求等により住宅または土地の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある場合を除く。）。

なお、入居資格審査のときに所有権移転を証明する登記簿謄本等の提出が必要です。

- （２）現に公営住宅の車いす使用者向住宅に入居している、または使用予定者となっている方は申込みできません。

●申込後、車いす使用者がこの住宅に入居できなくなった場合には、その世帯の市営住宅への入居は取消しとなります。

●入居後、車いす使用者が転出等した場合は、他の一般市営住宅に移動していただきます。ただし、名義人が車いす使用者の場合は、使用承継可能な世帯に限ります。